

# 私道を市道に認定する基準

## (目的)

第1条 この基準は、道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、現に存する私道を市道として認定するために必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道 道路法に定める一般国道、県道及び市道をいう。
- (2) 私道 前各号以外の道路で、家屋が連たんし、地域の生活道路又は通学路として一般交通の利用に供し、かつ、流末排水経路が確保されている道路をいう。

## (適用範囲)

第3条 市道として認定する道路は、公道と公道を接続する幅員4メートル以上の私道とする。ただし、市長が特に必要と認めたもので、次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 公道と公道を接続し、現に存する幅員2.7メートル以上の私道。
- (2) 公道と公共施設を接続し、現に存する幅員4メートル以上の私道。
- (3) 公道に一端が接続し、現に存する幅員4メートル以上、延長20メートル以上の私道。
- (4) 開発事業等に伴い築造され、公道に一端が接続し、幅員4メートル以上、延長20メートル以上で、土地所有者による分筆及び「道水路等の引継に伴う測量成果の作製基準」に基づき測量成果が作成済みの私道。
- (5) 前各号に掲げるものを除くほか、「旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）」の施行以前に造成された団地内に現に存する私道。

## (私道の構造)

第4条 前条に規定する私道の構造は、次の各号に掲げる要件を備えたものとする。ただし、市長が事情やむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 私道の形状は、階段状でないこと。
- (2) 私道の縦断こう配は、12パーセント以下であること。
- (3) 私道の交差箇所には、隅切りがあること。
- (4) 私道には側溝が設置されていること。

## (敷地の所有権移転)

第5条 第3条に規定する私道は、無償寄附とする。

2 土地所有者は、私道と民有地との境界を明示するとともに、速やかに所有権の移転ができる状態にすること。

## (申請)

第6条 市道の認定を受けようとする者は、道路敷地寄附申請書（以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

## (審査)

第7条 市長は、申請書の提出があったときは、速やかに現地調査を行い、当該道路敷地受納の適否を審査するものとする。

## (通知)

第8条 市長は、前条の審査の結果を申請人に通知するものとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成6年4月1日から施行する。
- (私有道路を市道に認定する基準の廃止)
- 2 私有道路を市道に認定する基準(昭和62年4月1日施行)は、廃止する。
- 3 この改正基準は、平成26年4月1日から施行する。
- 4 この改正基準は、令和2年4月1日から施行する。